

- 第20項 (触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等)
- 第21項 (精錬・鑄造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等)
- 第22項 (燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等)
- 第23項 (半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等)
- 第24項 (化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧品、バイオエタノールジエー、微生物・酵素、食品等)
- 第25項 (有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等)
- 第26項 (膜、水処理、固體分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混合等)
- 第27項 (高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等)
- 第28項 (縮合系高分子(熱可塑性、熱硬化系)、付加系高分子(特殊)、高分子組成物、重合・触媒等)
- 第29項 (繊維、積層体、塗装、皮革、紙等)

告 示

○総務省告示第二百十四号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号(本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件)の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十一日

総務大臣 山本 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
一 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻			一 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻		
無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数(kHz)	無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数(kHz)
しおかぜ	しおかぜ	A三E 六、〇九〇 A三E 六、一六五 A三E 七、二一五 A三E 五、九六五 A三E 六、〇四〇 A三E 七、二一五	しおかぜ	しおかぜ	A三E 六、〇八五 A三E 六、一一〇 A三E 六、一八〇 A三E 五、九三五 A三E 六、一四五 A三E 七、四一〇
しおかぜ	しおかぜ	送信時刻(中央標準時による)。 午前一時から午前二時まで	しおかぜ	しおかぜ	送信時刻(中央標準時による)。 午前一時から午前二時まで
しおかぜ	しおかぜ	午後十時から午後十一時まで	しおかぜ	しおかぜ	午後十時から午後十一時まで
しおかぜ	しおかぜ	午後十一時五分から午後十一時三十分五分まで	しおかぜ	しおかぜ	午後十一時五分から午後十一時三十分五分まで

備考 表中の「」の記載は注記である。

【一 略】

【二 同上】